

2021年 4月 21日

学生・教職員 各位

TUT 新型コロナウイルス感染症危機対策本部

### 学生の海外渡航について

新型コロナウイルス感染症について、海外での感染状況は、依然として警戒が必要な状況で、海外渡航の全面再開は難しい状況です。他方、海外では入国制限があるものの、海外からの留学生を受け入れている国もあります。

こうした状況で、学生の海外渡航については、以下により対応してください。

- 1) 海外研修・留学は、原則、外務省感染症危険情報が「レベル1」又は同情報が発出されていない国への渡航であること。ただし、渡航前には、渡航先の状況確認、海外渡航届及び誓約書の提出等、確認・手続きが必要ですので、派遣事業実施に際しては、下記の連絡先に必ず連絡して、了承を得た上で派遣を実施してください。
- 2) 外務省感染症危険情報レベルが2又は3であっても、学位プログラムに係る留学を目的とした渡航等、修学上やむを得ない事情がある際は、上記の渡航前の確認・準備等を行うことを前提に、渡航を可とすることがあります。この場合、渡航可の判断は、慎重に行う必要がありますので、事前に留学プログラム担当の教職員と相談してください。
- 3) 私事渡航は、現状の強い自粛要請（渡航不可）を継続する。  
なお、母国への帰国等で、やむを得ず渡航する場合は、下記の連絡先に事前に必ず相談してください。

(問い合わせ先)

○国際課留学生係

内線 3083, 6577, 直通 0532-44-6577

Mail: rvugaku@office.tut.ac.jp.